

○道路使用許可事務取扱要領の制定について

(平成13年12月11日甲通達交規第84号)

この度、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）等の改正を踏まえ、道路交通環境の変化に対応した適正な道路使用許可事務の取扱いを行うことを目的として、別添のとおり「道路使用許可事務取扱要領」を定め、平成14年1月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、道路使用許可事務取扱要綱及び同運用要領の制定について（昭和63年甲通達交規第8号）は、廃止する。

別添

道路使用許可事務取扱要領

第1 目的

この要領は、法第77条に規定する道路使用の許可（以下「許可」という。）及び第80条の規定による道路管理者との協議について必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 許可対象

許可の対象は、法第77条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（以下それぞれ「1号許可」、「2号許可」、及び「3号許可」という。）及び同項第4号に基づく静岡県道路交通法施行細則（昭和35年県公委規則第7号。以下「細則」という。）第11条第1項各号に掲げる行為（以下「4号許可」という。）とする。

第3 許可申請者

- 1 1号許可の申請者は、工事若しくは作業（以下「工事等」という。）を行おうとする者又は工事等の請負人（法人・団体の場合は、当該行為全般を把握している部門の代表者）とする。
- 2 2号許可、3号許可及び4号許可の申請者は、当該行為を行おうとする者（法人・団体の場合は、当該行為全般を把握している部門の代表者）とする。

第4 許可申請手続

1 事前相談

署長（高速道路交通警察隊長を含む。以下同じ。）は、許可申請を受理する前に申請者から事前相談、問合せ等があった場合は、これに対し必要な行政指導を行うとともに、その経過を明らかにしておかなければならない。

なお、行政指導は所掌事務の範囲を越えて行ってはならないこと、及び行政指導の内容は相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意すること。

2 申請書の提出先

申請書は、使用する場所を管轄する署長に対して提出させるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 2以上の署長の管轄にわたる場合

許可の対象となる行為に係る場所が同一の公安委員会が管理する2以上の署長の管轄にわたる場合は、原則として出発地又は主たる場所を管轄する署長に対して行わせること。

(2) 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

許可の対象となる行為に係る場所が2以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理に属する署長に対して行わせること。この場合において、当該行為が他県から及ぶときは、原則として最初に入県することとなる場所又は主たる場所を管轄する署長に対して行わせること。

(3) 公安条例と競合する場合

許可の対象となる行為が同時に静岡県集団示威運動等に関する条例（昭和36年県条例第57号。以下「公安条例」という。）の対象とされている場合は、当該行為についての公安条例に基づく申請書に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第10条第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、公安条例に基づく申請書の提出をもって道路使用許可申請書の提出があったものとみなす。

(4) 道路占用許可と競合する場合

許可の対象となる行為が同時に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路管理者を経由して申請書の提出を行わせることができる。

3 提出書類

(1) 申請書の様式及び提出部数

申請書の様式及び提出部数は、規則第10条第2項に定める道路使用許可申請書及び部数により提出させるものとする。

(2) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、細則第11条第2項各号に定める書類とする。

4 申請に対する審査

(1) 審査の開始

署長は、申請書が署に到達したときは、遅滞なく審査を開始しなければならない。

なお、申請書の記載事項の不備など形式上の要件に適合しない許可申請については、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるものとする。この場合において、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、申請の不備が補正されないときは、申請を拒否するものとする。

(2) 審査基準等の遵守

署長は、許可申請を受理した場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び第6条に基づき定められた審査基準及び標準処理期間を遵守して審査を行わなければならない。

(3) 許可件数

許可は、原則として道路を使用する一つの行為について1件の許可として取り扱わなければならない。ただし、例外として次に掲げる行為については、包括して1件として取り扱うことができる。

ア 連続する同種の行為

法第77条第1項各号に掲げる行為のうち、マンホール、電柱等の架空線を家庭に引き込む作業等を連続して行う場合において、2以上の行為に当たる場合であっても、申請者が同一の署管内の場所的に近接した道路において、時間的に連続した同一の行為を行うとき。この場合においては、道路使用の場所、区間、期間及び時間を限定するものとする。

イ 競合する行為の取扱い

電柱等の工作物を設置する工事を行う場合で、同一の申請者が同一目的で2以上の異なる道路使用許可対象行為を行う場合において、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされるとき、又は他の道路使用行為に付随する行為で一般交通に与える影響が極めて少ないとき。

(4) 許可期間

許可の期間は、原則として道路使用許可期間一覧表（別表）のとおりとする。

(5) 条件付与

署長は、許可申請を受理した場合において必要があると認めるときは、法第77条第3項の規定により道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

(6) 一部不許可又は不許可処分

署長は、許可申請を受理した場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができる。

(7) 関係機関との協議

ア 2以上の署長の管轄にわたる場合

署長は、許可申請を受理した場合において、当該許可の対象となる行為に係る場所が他の署長の管轄にわたるときは、当該署長と協議しなければならない。この場合において、当該許可申請を許可した署長は、速やかに当該許可に係る許可証の写し等申請に係る書類の写しを当該署長に送付すること。

イ 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

署長は、許可申請を受理した場合において、当該許可の対象となる行為に係る場所が他の公安委員会の管理に属する署長の管轄にわたるときは、県本部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を通じ、当該署長に協議しなければならない。

ウ 道路法第32条第1項又は第3項の適用を受ける場合

署長は、許可申請を受理した場合において、当該許可の対象となる行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、当該道路の管理者に道路交通法第79条による協議書（様式第1号）により協議しなければならない。ただし、各署長と道路管理者が結んだ「取決め」に該当する場合は、この限りでない。

(8) 交通部長のりん議

署長は、次に掲げる行為の許可申請を受理し、又は事前相談を受けた場合には、道路使用許可（協議）の申請について（りん議）（様式第2号）により交通規制課長を経由して交通部長にりん議するものとする。

ア 国道及び主要地方道における大規模な規制を伴う工事

イ 交通量が多く、著しい渋滞の発生が予想される工事

ウ 新規の路上競技及びイベント

エ 新しい形態の道路使用の行為

オ 実施に際して社会的反響が大きい又は大きくなるおそれがある行為

5 許可申請手続の特例

(1) 前記2の規定にかかわらず、署長は、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、口頭による申告をもって許可の申請があったものとみなす。

ア 対象となる行為が、電線の切断、漏水及びガス漏れに伴う工事等、道路陥没箇所等の補修等のための工事等その他の緊急を要する工事等であること。

イ 工事等を行おうとする者があらかじめ書面による許可の申請をするいとまがないこと。

ウ 工事等が書面による許可に要する期間内に終了することが見込まれること。

(2) 前記(1)の申告を受けた署長は、書面による許可の申請があった場合に準じて審査し、条件その他必要事項を口頭により回答するものとする。

(3) 署長は、前記(1)の申告をした者から第4の3の道路使用許可申請書及びその添付書類を速やかに提出させるものとする。

第5 許可証の交付

1 許可証の作成

許可証は、申請書の道路使用許可証欄へ条件等を記載の上署長印を押印して作成することとし、条件を別紙とした場合には、許可証と割印するものとする。

2 許可証の交付

許可証は、原則として申請者本人に交付するものとする。

なお、交付に際しては、道路使用許可台帳（1号許可）（様式第3号）、道路使用許可台帳（2号許可）（様式第4号）、道路使用許可台帳（3号許可）（様式第5号）又は道路使用許可台帳（4号許可）（様式第6号）（以下「道路使用許可台帳」という。）に交付年月日等の必要事項を記載し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

3 許可証の再交付

法第78条第5項の規定により許可証の再交付の申請を受理するときは、規則第12条に定める道路使用許可証再交付申請書（規則別記様式第8号）に当該許可証を添付することが可能であればこれを添付させて申請させること。

なお、再交付申請を受けた署長は、審査の上許可証を再交付すること。

第6 法第80条の規定による道路管理者からの協議

道路管理者から法第80条の規定により協議を受けた場合は、協議書台帳（様式第7号）に必要事項を記載し、当該工事等の時期、方法及び交通対策について回答するとともに、道路法第95条の2第1項の規定による意見の聴取があれば、併せて意見を付すること。

なお、緊急を要するもので文書による協議を行っている間に終了するものと予想される工事等については、口頭により協議を受理して回答することができることとするが、その場合であっても、協議内容及び回答内容について明らかにしておくこと。

第7 手数料の徴収

手数料の徴収は、静岡県手数料徴収条例（平成12年県条例第43号）により行うこと。

第8 記載事項の変更

法第78条第4項の規定による許可証の記載事項の変更は、規則第11条に定める道路使用許可証記載事項変更届（規則別記様式第7号）及び当該許可証を提出させて行うこと。なお、届出を受理した署長は、許可内容の同一性を審査するため次の事項について調査し、許可の同一性が確認された場合には当該許可証の変更に係る事項を記載し、同一性が認められない場合には新たに許可申請を行わせること。

- 1 許可申請者
- 2 許可に係る道路使用の範囲及び方法
- 3 許可に係る日時の道路又は交通の状況

第9 許可条件等の変更

1 法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続

署長は、許可条件を変更し、又は新たに許可条件を付する特別の必要が生じたときは、その理由及び許可条件の内容を明示した道路使用許可の条件変更通知書（様式第8号）を申請者に交付して、道路使用許可台帳にその経緯を記載しておくこと。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受け

るもので道路管理者に許可条件を通知している行為については、あらかじめ道路使用許可の条件変更連絡書（様式第9号）を道路管理者に送付すること。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議の意見を変更する場合の手續

署長は、協議成立後において回答を変更する必要があるときは、道路管理者に対し、速やかに道路工事等協議の条件変更通知書（様式第10号）により通知するとともに、変更に係る事項について再協議すること。

第10 許可の取消等

1 法第77条第5項の規定による許可の取消し又はその効力の停止手續

- (1) 署長は、許可条件に違反した場合又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合において、その許可を取り消し、若しくはその効力を停止しようとするときには、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。
- (2) 許可条件に違反した者に対しては、弁明通知書（様式第11号）を交付し、当該処分に係る者又はその代理人から当該許可条件違反についての弁明を聴取するとともに、写真又は見取図により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成しておくこと。
- (3) 許可の取消し又はその効力の停止は、当該処分に係る者に対し、道路使用許可の取消し・効力停止通知書（様式第12号）を交付するとともに、既に交付した許可証を返納させること。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路使用の取消し・効力停止連絡書（様式第13号）を速やかに道路管理者に送付すること。
- (4) 許可の効力停止の期間は、条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と将来条件違反を犯さないために必要な準備日数を合わせた期間又は効力を停止しなければならない理由が解消するまでに要する期間とすること。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回の手續

署長は、道路管理者が行う道路の維持、修繕その他の管理のための工事等のうち既に協議が成立したものについて、道路管理者が成立した協議の内容に違反した場合においては、前記1に準じて当該道路管理者からの弁明を聴取し、写真又は見取図により違反の状態を明らかにした報告書を作成して、道路工事等協議済みの意思表示撤回通知書（様式第14号）を送付すること。

第11 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査・確認

1 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査・確認

署長は、許可事項及び許可条件の遵守状況について調査し、及び確認しなければならない。ただし、許可に係る場所が小規模又は期間が短時間で交通に与える影響が少ないと認められるものについては、これを省略することができる。

2 調査し、及び確認すべき事項

- (1) 当該許可に係る道路使用の場所及び区間の遵守状況
- (2) 当該許可に係る道路使用の期間及び時間の遵守状況
- (3) 当該許可に係る道路使用の方法及び形態
- (4) 現場責任体制
- (5) 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- (6) 路面の復旧、埋め戻し及び清掃状況
- (7) その他当該許可に付した条件の遵守状況

3 署長の措置

署長は、前記2の事項に関して調査・確認を行った結果、許可条件違反、法令違反等を認めた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 交通安全活動推進センターへの委託

- (1) 署長は、許可事項及び許可条件の遵守状況の調査・確認を静岡県交通安全活動推進センターに委託することができる。
- (2) 委託業務の要領については、別に定めるものとする。

第12 原状回復状況の調査・確認

1 原状回復状況の調査・確認

署長は、法第77条第7項の規定により許可を受けた者が講じなければならないとされている道路の原状回復措置について、その状況を調査し、及び確認しなければならない。ただし、次に掲げるもの以外については、これを省略することができる。

- (1) 道路の掘削又は路面の補修を伴う大規模な工事
- (2) 道路標識、信号機等の移設又は道路標示の塗り替えを伴う工事
- (3) 工作物の設置許可の期間が満了し、引き続き許可を受けるものでないもの
- (4) 法第77条第5項の規定により当該許可が取り消されたもの
- (5) その他署長が必要と認めたもの

2 調査し、及び確認すべき事項

- (1) 路面の回復状況
- (2) 道路標識、道路標示、信号機等の回復状況
- (3) 資機材の撤去状況
- (4) その他道路における交通の危険の回復状況

3 署長の措置

署長は、前記2の事項に関して調査・確認を行った結果、原状回復措置が講じられていない場合又はその措置が不十分で交通の安全と円滑に支障があると認められた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 交通安全活動推進センターへの委託

- (1) 署長は、原状回復状況の調査・確認を静岡県交通安全活動推進センターに委託することができる。
- (2) 委託業務の要領については、別に定めるものとする。

第13 道路使用許可に関する書類等の整理・保管

1 道路使用許可台帳及び協議書台帳

署長は、法第77条第1項の規定により許可を行ったとき、又は法第80条の規定により道路管理者と協議を行ったときは、当該許可に係る行為の種別に応じた道路使用許可台帳又は協議書台帳を作成して、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

2 書類の整理・保管

- (1) 各号別許可台帳及び協議書台帳は、台帳ごとに整理し、編てつしておくこと。
- (2) 道路使用許可証の許可番号は、許可号数を冠した一連番号とすること。
- (3) 各号別許可申請書及び協議書は、各号別許可申請書及び協議書ごとに受付（許可）番号順に編てつしておくこと。

3 資料の整理・保管

署長は、次に掲げる資料を整理し、編てつしておくこと。

- (1) 道路使用箇所を記載した図面
- (2) 許可に係る行為により道路の一車線以上が通行できなくなる箇所及び交通規制を実施する箇所を示す交通障害一覧表(様式第15号)並びに道路の障害図
- (3) 交通量の調査結果に関する資料

第14 関係者からの協議

1 他の署長からの協議

署長は、他の署長から自署の管轄にわたる許可に関する協議を受けたときは、必要な調査をし、許可の条件その他の意見を付して当該署長に回答すること。

2 道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議

署長は、道路管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを目的に当該協議に係る行為を審査し、これを確保するために必要な意見を道路法第95条の2第1項に基づく意見聴取に関する取扱いについて（昭和48年1月1日付け道維第417号静岡県土木部長通達）又はこの協定により定めた項目を充足した協議書により当該道路管理者に回答すること。

3 公安条例と競合する場合の公安委員会からの協議

署長は、公安委員会から公安条例の対象となる行為と競合する許可に関する協議を受けたときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図ることを目的に当該協議に係る行為を審査し、回答を行うこと。

第15 報告

省略